

# JIS

## システム及びソフトウェア技術— 製品ライフサイクル，利用者及び サービスマネジメントの文書化のための コンテンツ管理

JIS X 0154 : 2018  
(ISO/IEC/IEEE 26531 : 2015)  
(IPSJ/JSA)

平成 30 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊 藤 智	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
(委員)	青 木 裕佳子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	小 高 久 義	総務省行政管理局
	岩 田 秀 行	日本電信電話株式会社
	榎 本 義 彦	日本アイ・ピー・エム株式会社
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	小 野 文 孝	東京大学
	橋 本 崇	日本銀行金融研究所
	神 保 光 子	日本電気株式会社
	菅 野 育 子	愛知淑徳大学
	鈴 木 正 敏	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	足 立 朋 子	株式会社東芝
	西 山 茂	新潟国際情報大学
	中 溝 和 孝	総務省国際戦略局
	三 宅 滋	株式会社日立製作所
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 30.3.20

官 報 公 示：平成 30.3.20

原 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3431-2808)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 伊藤 智)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 適合性	3
3 引用規格	3
4 用語及び定義	3
5 略語	7
6 コンテンツ管理プロセス	7
7 コンテンツ管理プロジェクトの開始	9
7.1 ビジネス事例の開発	9
7.2 CCMS に対する要求事項の定義	10
8 コンテンツ管理プロジェクト計画	12
8.1 実装計画	12
8.2 情報モデル	12
8.3 情報モデルの仕様	13
8.4 オーサリング指針	14
8.5 再利用戦略	15
8.6 メタデータスキーマ	16
8.7 ワークフローの仕様	18
8.8 アクティビティのスケジュール, 納品物, 及び責任	20
8.9 教育訓練計画	20
8.10 スタイルシートの作成	20
8.11 パイロットプロジェクトの仕様	20
8.12 組織による公開	21
9 情報の作成	21
9.1 コンテンツの変換	21
9.2 コンテンツのオーサリング	22
10 管理及び制御	23
10.1 品質の管理	23
10.2 コンテンツのレビュー及び承認	24
10.3 検索及び取出し	25
10.4 地域化及び翻訳	25
10.5 コンテンツの削除	26
10.6 コンテンツ及び構成要素の保管	27
11 発行	27
11.1 リリース管理	27

	ページ
11.2 版管理 .....	28
11.3 コンテンツの発行 .....	28
12 構成要素コンテンツ管理システムの要求事項 .....	29
12.1 一般 .....	29
12.2 構成要素コンテンツ管理システムの枠組 .....	30
12.3 構成要素コンテンツ管理システムの管理 .....	31
12.4 コンテンツオブジェクトの管理 .....	33
12.5 グラフィックス及びマルチメディアの管理 .....	38
12.6 構成要素コンテンツ管理システムの運用管理 .....	39
12.7 コンテンツオーサリング .....	41
12.8 ワークフロー .....	42
12.9 コンテンツの発行 .....	43
12.10 地域化及び翻訳の管理 .....	45
12.11 構成要素コンテンツ管理システムの相互運用性 .....	45
附属書 A (参考) コンテンツ管理のためのビジネス事例の考察 .....	48
参考文献 .....	50
解 説 .....	52

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人情報処理学会（IPSI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

# システム及びソフトウェア技術— 製品ライフサイクル，利用者及びサービス マネジメントの文書化のためのコンテンツ管理

Systems and software engineering—Content management for  
product life-cycle, user and service management documentation

## 序文

この規格は、2015年に第1版として発行された **ISO/IEC/IEEE 26531** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、製品のライフサイクル，利用者，及びサービスマネジメントの文書化で使われるコンテンツの管理において、**JIS X 0170:2013**，**JIS X 0160:2012**，又は**JIS Q 20000-1:2012**，の利用者を援助するために開発された。コンテンツ管理のための要求事項の正確な記述は、文書類の利用者のニーズを満たすこと及び文書類の効率的な制作を助ける。

この規格は、文書類のコンテンツを管理するために使ってもよいソフトウェアツールとは独立であり、印刷した文書類及びオンスクリーン文書類の両方に適用する。

組織は、コンテンツ管理によってコンテンツオブジェクトの格納及び取出しの制御，コンテンツの改訂の追跡，コンテンツの監査証跡の保守，並びに協働環境の有効化が可能になる。構成要素のコンテンツ管理は、納品物におけるコンテンツオブジェクトの再利用を助け、かつ、多数の様式で納入できるようにする。

コンテンツ管理の結果、企業におけるコンテンツ作成の協働作業が促進される。テクニカルオーサ<sup>1)</sup>、操作手順設計者、支援要員、及びその他の要員は、一度だけ記述され、かつ、多くのニーズを満たすコンテンツの本体を、協力して作成してもよい。

注<sup>1)</sup> 技術的な文書の執筆者のこと。テクニカルライター，テクニカルコミュニケーターともいう。

文書化はしばしば、ソフトウェアが実装されたあとに行われる別の作業とみなされている。しかしながら、高品質なソフトウェアの文書類のためには、それらの作成をソフトウェアライフサイクルの統合された一部とみなすことが望ましい。実際に、高品質な文書類又は情報管理サービスは、そのための計画が必要になるほど重要である。

この規格は、情報管理プロセスの実装として **JIS X 0170:2013** 及び **JIS X 0160:2012** と整合している。この規格は、マネジメントシステムの規格ではない。

この規格は、専門の文書作成部門をもっているかどうかにかかわらず、全てのタイプの組織で使うことを意図している。この規格を組織内の標準及び手順の基本として使ってもよい。情報管理，プロジェクト管理，及び文書類作成の一般的なプロセスについての経験又は知識を、読者がもっていることを前提とし